

平成28年岳南排水路管理組合議会定例会（2月）会議録

平成28年2月5日（金）

1 出席議員（10名）

1番 松本貞彦 議員  
2番 小山忠之 議員  
3番 前島貞一 議員  
4番 須藤秀忠 議員  
5番 村松金祐 議員  
6番 小松快造 議員  
7番 佐野智昭 議員  
8番 杉山 諭 議員  
9番 萩野基行 議員  
10番 中村憲一 議員

2 説明のため出席した者（8名）

管 理 者 小長井 義正 君  
副 管 理 者 仁 藤 哲 君  
富士市上下水道部長 加藤 裕一 君  
富士市産業経済部長 吉田 和義 君  
富士宮市水道部長 樋口 一典 君  
局 長 近藤 敦 君  
総務課 長 浦田 勝広 君  
施設課 長 高野 新次 君

3 出席した事務局職員（3名）

管 理 係 長 佐藤 剛 君  
庶務係 長 根上 忠記 君  
庶務係上席主事 渡邊 友貴 君

#### 4 議 事 日 程

- |      |  |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第2 | 会期の決定  |
| 日程第3 | 議第1号 平成27年度岳南排水路管理組合会計補正予算<br>について(第2号)                            |
| 日程第4 | 議第2号 平成28年度岳南排水路管理組合会計予算<br>について                                   |
| 日程第5 | 議第3号 岳南排水路管理組合行政不服審査会条例制定<br>について                                  |
| 日程第6 | 議第4号 岳南排水路管理組合人事行政の運営等の状況の<br>公表に関する条例の一部を改正する条例制定に<br>ついて         |
| 日程第7 | 議第5号 岳南排水路管理組合議会の議員その他非常勤の<br>職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改<br>正する条例制定について |
| 日程第8 | 議第6号 富士市ほか1組合公平委員会共同設置規約の<br>一部を変更する規約について                         |

## 午前10時 開 会

○局長（近藤 敦君） 会議に先立ちましてお願い申し上げます。本日、議会開催中に、管理組合の広報用及び報道機関の写真撮影をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（松本貞彦議員） 出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから岳南排水路管理組合議会定例会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付いたしてあります議事日程により進めます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松本貞彦議員） 日程第1 会議録署名議員の指名であります。会議規則第35条の規定により議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

7番 佐野智昭議員

9番 萩野基行議員

以上2名を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（松本貞彦議員） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

それでは、ここで本定例会に上程される提出議案の大綱説明を管理者に求めます。

○管理者（小長井義正君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 管理者。

○管理者（小長井義正君） おはようございます。お許しを得ましたので、本定例会に上程いたします各議案の審議をお願いするに当たりまして、議員各位のご理解とご協力を賜りますよう、議案の総括的な説明を申し上げます。

岳南地域の製紙業界は、円安で輸入は縮小し、ガス料金や電気などエネルギーコストも低下し、コスト負担はやや薄らいでいますが、電子化の広がりによる国内紙需要の構造的縮小などにより、依然として厳しい環境のまま推移しております。この岳南地域の景気回復が早期に、より確かに改善されることを願いつつ、皆様のご支援を賜りながら、引き続

き施設の維持管理に最善を尽くしてまいりたいと存じます。

それでは、本定例会に提案申し上げ、ご審議を賜ります議案につきまして、私からその要旨を申し上げます。なお、詳細につきましては、後刻事務局から説明させていただきますので、あらかじめご承知いただきたいと存じます。

初めに、議第1号平成27年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）についてありますが、995万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,726万4,000円とするものであります。歳入におきましては、財産運用収入を増額いたしますが、使用料及び基金繰入金を減額するものでございます。歳出におきましては、岳南排水路基金積立金を増額いたしますが、総務管理費及び予備費を減額するものであります。

次に、議第2号平成28年度岳南排水路管理組合会計予算についてありますが、歳入歳出の予算総額を5億9,200万円とするものであります。歳入におきましては、主財源であります使用料及び手数料を4億5,183万9,000円と見込んでおります。また、歳出でございますが、総務費を5億2,659万円計上しております。

次に、議第3号岳南排水路管理組合行政不服審査会条例制定についてでございますが、行政不服審査法の全部改正がされました。これに伴いまして、岳南排水路管理組合行政不服審査会を設置するため、条例を制定するものでございます。

次に、議第4号岳南排水路管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてでございますが、行政不服審査法の全部改正がされ、異議申立てと審査請求に分かれていた不服申立ての種類が審査請求に一元化されることとなりました。これに伴う条例の整備でございます。

次に、議第5号岳南排水路管理組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてでございますが、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部が改正されました。これに伴いまして、給付との調整規定を整理するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第6号富士市ほか1組合公平委員会共同設置規約の一部変更についてでございますが、議第4号と同様に、行政不服審査法の全部改正がされ、異議申立てと審査請求に分かれていた不服申立ての種類が審査請求に一元化されることとなりました。これに伴う規約の整備でございます。

以上、上程議案につきまして要旨のみご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。私の概要説明とさせていただきます。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（松本貞彦議員） 管理者の説明を終わります。

---

日程第3 議第1号平成27年度岳南排水路管理組合会計補正予算  
について（第2号）

○議長（松本貞彦議員） 日程第3 議第1号平成27年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（近藤 敦君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 局長。

○局長（近藤 敦君） ただいま上程されました議第1号平成27年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。平成27年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ995万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億9,726万4,000円とするものでございます。

それでは、6ページ、7ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目使用料は、補正前の額3億6,743万7,000円から250万円を減額し、3億6,493万7,000円とするものでございます。これは当初、鈴川エネルギーセンターの排水開始時期を今年度7月とし、予算計上をいたしました。工場側のたび重なる変更から、今年度内での稼働が見込まれなくなったための減収分でございます。

2款1項1目利子及び配当金は、補正前の額4,551万1,000円に254万4,000円を増額し、4,805万5,000円とするものでございます。債券の買い替えにより運用益の増によるものでございます。

3款1項1目岳南排水路基金繰入金は、補正前の額1億3,400万円から1,000万円を減額し、1億2,400万円とするものでございます。岳南排水路基金を取り崩して繰り入れるものでございますが、決算確定に伴う前年度繰越金が当初見込みより多かったための減額でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費は、補正前の額1億2,210万円から194万4,000円を減額し、1億2,015万6,000円とするものでございます。これは給与費及び職員手当の減額、共済費は標準報酬制になったための負担金率の改定による増額、負担金、補助及び交付金の増額、そして平成26年度会計決算確定に伴う公租公課費の減額によるものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。4款1項1目岳南排水路基金積立金は、補正前の額4,541万2,000円に2,254万4,000円を増額し、6,795万6,000円とするものでございます。これは、補正第1号で予備費に留保した前年度繰越金の中から2,000万円と、運用益の増分の254万2,000円を増額補正し、基金に積み立てるものでございます。

次に、5款1項1目予備費は、補正前の額4,022万円から3,055万6,000円を減額し、966万4,000円とするものでございます。これは基金への積み増し及び予算の調整でございます。

以上、議第1号平成27年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）につきましてご説明をさせていただきましたが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（松本貞彦議員） 当局の説明を終わります。

これから議第1号について質疑に入ります。——質疑もないようでございますので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

議第1号平成27年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）については原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第1号は原案どおり可決されました。

---

#### 日程第4 議第2号平成28年度岳南排水路管理組合会計予算について

○議長（松本貞彦議員） 日程第4 議第2号平成28年度岳南排水路管理組合会計予算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（近藤 敦君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 局長。

○局長（近藤 敦君） ただいま上程されました議第2号平成28年度岳南排水路管理組合会計予算につきましてご説明を申し上げます。

議案書の15ページをお願いいたします。平成28年度岳南排水路管理組合会計予算は、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億9,200万円とするものでご

ざいます。

第2条におきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定によります一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

議案書の20ページ、21ページをお願いいたします。それでは、歳入から各款別にご説明をさせていただきます。

1款1項1目使用料でございますが、本年度は4億5,160万円で、昨年度に比較いたしまして8,440万円、23%の増額でございます。この増額理由でございますが、一律20%の減額措置が平成27年度で終了となり、平成28年度からは通常料金に戻ることによるものでございます。許可排水量、年間予測排水量の算出につきましては、説明欄にお示ししてありますように、基本料金の基礎となります許可排水量を109万6,000立方メートル、従量料金の基礎となります実績排水量を2億3,560万立方メートルと見込んでおります。

次に、占用料でございますが、岳南排水路敷地の占用料で、埋設物及び工作物設置等に係る収入でございます。予算額は23万8,000円でございます。

1款2項1目手数料1,000円は、水質分析試験手数料を予定しております。

2款1項1目利子及び配当金でございますが、これは岳南排水路基金及び職員退職手当基金の基金運用利子で、昨年度に比較いたしまして457万4,000円増の5,008万5,000円でございます。

表紙が薄青色の議案参考資料-1の3ページをお願いいたします。3)基金執行状況でございます。

まず、1の岳南排水路基金でございますが、前年度末現在高34億1,230万1,979円で、これに対する運用利子を4,995万5,000円見込んでおります。

次に、2の職員退職手当基金は、前年度末現在高6,454万8,054円で、これに対する利子を13万円見込んでおります。

2つの基金の運用利子は、合わせまして5,008万5,000円でございます。

それでは、議案書の20ページ、21ページにお戻り願います。3款1項1目岳南排水路基金繰入金でございますが、岳南排水路基金より8,000万円を取り崩し、施設改良費に充てるものでございます。昨年度に比較いたしまして5,400万円の減額でございます。

議案書の22ページ、23ページをお願いいたします。4款1項1目前年度繰越金でございますが、昨年度に比較いたしまして2,000万円減の1,000万円を計上させてい

いただきました。

5款1項1目預金利子は、1,000円を見込んでおります。

5款2項1目雑入は、7万5,000円を見込みました。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

24ページ、25ページをお願いいたします。1款1項1目議会費は、組合議会定例会2回開催の所要経費31万5,000円を見込みました。

次に、2款1項1目一般管理費でございます。本年度は1億2,437万7,000円で、昨年度に比較いたしまして227万7,000円の増額でございます。

それでは、説明欄に沿って説明させていただきます。1給与費のうち(4)一般職12名の人件費は9,905万9,000円でございます。昨年度に比較いたしまして44万6,000円の増額となっております。これは期末勤勉手当の改定による増額、共済費の負担金額の変更等による増額等でございます。この人件費にかかわる資料といたしましては、36ページから39ページに給与費明細書等をお示ししてございます。

次に、2人事管理費(1)人事管理費578万円は、臨時職員1名と嘱託職員1名の共済費、賃金及び富士市と共同設置しております公平委員会の負担金でございます。昨年度に比較いたしまして9万円の減額となっております。

次の(2)職員研修費86万8,000円は、研修会への参加旅費及び負担金でございます。

(3)職員厚生費34万5,000円は、被服貸与、健康診断の費用でございます。

27ページ、説明欄をお願いいたします。3事務管理費の(1)事務運営費は、組合事務運営の所要経費で、552万1,000円でございます。主なものは、事務用品などの消耗品のほか、印刷製本費、通信運搬費、富士市財務会計と接続されておりますシンククライアントの利用負担金などであります。

次に、4財産管理費の(1)庁舎管理費は、庁舎の維持管理経費で、270万9,000円でございます。これは施設等の損害保険料のほか、庁舎設備の保守点検に係る委託料などの経費でございます。

(2)の車両管理費は85万6,000円でございます。これは公用車の維持管理の経費でございます。

(3)用地管理費の408万2,000円は、管路施設用地の借地料でございます。

5公租公課費の475万6,000円は消費税でございます。

28ページ、29ページ下段をお願いいたします。2款2項1目排水管理費でございま



す。これは岳南排水路の水質調査に係る所要経費で、209万円は昨年度に比較いたしまして20万円の増額でございます。

説明欄の(1)水質調査費の78万円は、水質分析に係る消耗品及び器具類の購入等でございます。

(2)硫化水素調査費131万円は、硫化水素計のセンサー等の消耗品費などでございます。

30ページ、31ページをお願いいたします。2目下水道管理費5,065万円は、昨年度に比較いたしまして168万2,000円の減額でございます。この科目は、排水量の調査、施設の維持補修及び保守点検に係る所要経費でございます。その内容といたしましては、夏季管内点検時に確認されました管渠損傷箇所の補修工事及び保守点検、施設の異常箇所の早期発見、早期対処を行うための管内点検作業委託、それから、下水道台帳システム等の保守業務などでございます。

説明欄の1排水量管理費(1)排水量調査費158万6,000円は、使用料の算定基礎となる実績排水量の検針業務に係る所要経費でございます。

2下水道維持費は4,906万4,000円でございます。このうち、(1)維持補修費1,760万円は、人孔整備等に要する経常的経費のほか、管内点検で新たに確認された損傷箇所の補修工事等に係る経費でございます。

(2)の保守点検費2,982万4,000円は、工場排水流入禁止期間であります本年7月25日月曜日から7月29日金曜日までの5日間で実施されます施設の調査、点検などであります。主な内容ですが、管内点検及びゲートの点検に要する経費、そのほか下水道台帳管理システムの保守、管理等の業務委託でございます。

(3)の下水道管理事務費164万円は、維持管理に係る所要経費でございます。

3目ポンプ場管理費は、今泉ポンプ場の運転管理に係る所要経費でございますが、本年度は3,863万7,000円で、昨年度に比較いたしまして3万1,000円の増額でございます。

説明欄の(1)維持補修費170万円は、ポンプ場PAS取替え工事及び緊急の補修工事に対応するための費用でございます。

(2)保守点検費は3,190万7,000円でございます。これはポンプ場の運転管理業務委託及び電気・機械設備の点検作業等の委託でございます。

(3)ポンプ場管理事務費503万円は、主として電気料、工業用水使用料等の光熱水費でございます。

32ページ、33ページをお願いいたします。2款3項1目施設改良費は、本年度

3億1,083万6,000円で、昨年度に比較して1,972万4,000円の増額でございます。

説明欄ですが、1管渠施設費の(1)保全対策事業費に2億9,360万円を計上しております。

この科目につきましては、議案参考資料-1によりまして説明をさせていただきますので、議案参考資料-1の4ページをお願いいたします。4)平成28年度主要事業概要でございます。番号1から番号16について説明させていただきます。

管渠施設費におけます保全対策事業でございますが、番号1の岳南排水路管渠劣化診断業務委託は、既設管の耐震診断を行い、補強対策の資料を得るものでございます。位置図につきましては5ページにお示ししてございますピンクの箇所が今回実施する2箇所でございます。

番号2の岳南排水路流下能力診断業務委託は、岳南排水路の潮位の影響を受ける約1.3キロメートルの区間の不等流計算を行うことで、全体排水量計画の見直しとあわせ、排水路施設・設備等の再構築計画策定の基礎資料とするものでございます。位置図につきましては6ページにお示ししてございます。

それでは4ページ、主要事業概要にお戻りください。工事でございますが、全部で12箇所予定しております。番号3から番号12の管渠更生工事は、老朽化した管渠施設の更生と耐震化を図るもので、5路線10箇所を計画いたしました。これら10箇所の管径は250ミリメートルから2,300ミリメートルで、総延長582メートルを施工いたします。位置図は7ページから12ページにお示ししてございます。後ほどお目直しをお願いいたします。

番号13の岳南1号第1排水路久沢工区止水工事は、将来、更生工事を計画する上で、支障となり得る管内侵入水を止水する工事でございます。位置図は13ページにお示ししてございます。

番号14の岳南3号第4排水路廃止管路対策工事は、現在使用していない3号管路最上流部のスパン11.4メートルを、経年劣化による道路陥没の防止、また、維持管理の軽減を図るため、管路内への充填を行うものでございます。位置図は14ページにお示ししてございます。

また、ポンプ場施設費におけます保全対策事業については2箇所を計画しています。番号15の耐震補強実施設計業務委託は、耐震性能に問題があるとされましたポンプ井につきまして、耐震補強の詳細設計を行うものでございます。

番号16の監視制御設備更新工事は、監視制御設備内の標準耐用年数を超えた機器につ

きまして更新を行うものでございます。位置図は15ページにお示ししてございます。

それでは、議案書34ページ、35ページにお戻りください。続きまして、3款1項1目利子でございます。一時借入金の償還金利子として1万円の科目設定をいたしました。

4款1項1目岳南排水路基金積立金でございますが、運用益金の4,995万5,000円を積み立てようとするものでございます。昨年度に比較いたしまして454万3,000円の増額でございます。

2目職員退職手当基金積立金は513万円で、内訳は、積立金が500万円、利子が13万円でございます。昨年度に比較いたしまして996万9,000円の減額でございます。

5款1項1目予備費でございますが、昨年度と同額の1,000万円で計上いたしました。

以上、議第2号平成28年度岳南排水路管理組合会計予算につきましてご説明いたしましたが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（松本貞彦議員） 当局の説明を終わります。

これから議第2号について質疑に入ります。

○4番（須藤秀忠議員） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 4番 須藤秀忠議員。

○4番（須藤秀忠議員） 21ページ、歳入の使用料及び手数料のことで、使用料4億5,160万円の中に、富士宮市のコアレックス信栄、これはたしか28年度に入ってから更地にすると聞いているんですけれども、あちらへ移転しちゃったものですから、この中に入っているのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいんです。

○局長（近藤 敦君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 局長。

○局長（近藤 敦君） ただいま富士宮地区の使用工場は9社ございまして、そのうち1社が休止をしておりますけれども、この1社というのは王子マテリア富士宮事業所でございます。コアレックス信栄は、8月1日に中之郷に新工場を建設いたしまして、27年6月に工場自体は生産を中止してございます。ですけれども、岳排の排水路については、現在のところ休廃止の協議は来ておりません。

○4番（須藤秀忠議員） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 4番 須藤秀忠議員。

○4番（須藤秀忠議員） 一応権利だけ取ってあるということですか。

○局長（近藤 敦君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 局長。

○局長（近藤 敦君） 取っております。それで、実際の流量でございますが、12月末までは少しずつ流れておりました。今回の1月の検針では流量がゼロになりましたので、また今年度、恐らくそんな話が出てくるのではないかと懸念はしておりますけれども、一応許可排水量も最低の許可排水量になっておりますので、それほど影響はないかと考えております。

以上でございます。

○4番（須藤秀忠議員） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 4番 須藤秀忠議員。

○4番（須藤秀忠議員） わかりました。

○2番（小山忠之議員） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 2番 小山忠之議員。

○2番（小山忠之議員） 使用料については、排水量が減っているから、毎年じりじり減っているんですね。28年度の見込みですと、また若干減って、2億3,560万立方メートル。この排水路全体で稼働率100%になったら……。要するに、排水を受け入れる容量に対して今はどのくらいの稼働率ですか。

○局長（近藤 敦君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 局長。

○局長（近藤 敦君） 小山議員のご質問でございますけれども、うちの管路の計画排水量は日量180万立方メートルでございます。現在、各工場の持っている許可排水量の総計が110万立方メートルほどでありますので、61%ぐらいで、現在まだ余裕がある状態でございます。許可排水量に対して実際に流す排水量でございますけれども、それがまだ許可排水量よりも減りますので、約半分ぐらいになるかと思っております。

以上です。

○2番（小山忠之議員） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 2番 小山忠之議員。

○2番（小山忠之議員） ということは平たくいえば、稼働率50%ぐらいということですね。しかし、維持補修とか管渠更生とか、いわゆるメンテナンスの仕事というのは、半分しか動いていなくても同じようにかかるんですね。そういうことになると、設備そのものの将来の見通しということと関係するんですね。要するに、持っている設備そのものの負担がこれからの経営で結構重くなるんじゃないかと思うんです。今、基金が結構多いんですが、経営の仕方として、それと関係しているんですか。

○局長（近藤 敦君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 局長。

○局長（近藤 敦君） おっしゃるとおり、基金をうちがため出したのは、大規模災害、それから大きな改良事業に使うお金だよということで基金の積み立てをいたしまして、それは一応大規模災害を見通して、第4次の静岡県被害想定ですか、それで試算いたしますと約30億、うちの復旧にはかかるという見通しを立てております。その30億を今後守っていききたい、なるべく30億を切らない状態で運営をしていききたいと考えております。

そこで今回、5年間の事業計画の見直しをしましたがけれども、やはり昭和20年から30年代にかけてのうちの施設が多く、耐用年数も迫ってきている、あるいは超えている施設も数多くありますので、そこを何とか5年の間に少しでも縮めていききたいなど。なるべく基金は減らさないでいきたいんですが、少しは削らせていただいて、30億を目安にこれからの事業執行のほうは考えていききたいと考えております。

以上です。

○2番（小山忠之議員） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 2番 小山忠之議員。

○2番（小山忠之議員） 状況はわかりました。ただ、稼働率50%と、基金を置かなきゃならない、それで稼働工場がじりじり減ってきているものですからね。そうすると、施設そのものの耐用年数もありますけれども、全体の設備を全部関係しているから閉めていくとか減らしていくということはできないのか。それともできるのですか。

○局長（近藤 敦君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 局長。

○局長（近藤 敦君） 先生のおっしゃるとおり、うちのほうは、財源を守るためには、やっぱり岳南排水路の再構築も今後考えていかなければならないということで、今回、工事のほうの14番、ちょっとご説明をさせていただきましたが、3号排水路、最上流は現在使われていない管でございまして、やはり今後の維持管理の負担を考えますと費用がかかるものですから、この辺は閉塞させていききたいと。今後も管径の見直し、更生工事をするに当たって、今の排水量に見合った管径に直していくとか、そんな形で、なるべくコストを抑えようという計画で進めていききたいと考えております。

以上です。

○2番（小山忠之議員） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 2番 小山忠之議員。

○2番（小山忠之議員） 結構です。

○議長（松本貞彦議員） それでは、質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

議第2号平成28年度岳南排水路管理組合会計予算については原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第2号は原案どおり可決されました。

---

日程第5 議第3号岳南排水路管理組合行政不服審査会条例制定に  
ついて

○議長（松本貞彦議員） 日程第5 議第3号岳南排水路管理組合行政不服審査会条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（近藤 敦君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 局長。

○局長（近藤 敦君） ただいま上程されました議第3号岳南排水路管理組合行政不服審査会条例の制定につきましてご説明申し上げますので、議案書の40ページをお願いいたします。

本案と同様の条例が、富士市、富士宮市においては、平成28年2月議会に提出される予定でございます。

条文の説明に入る前に、まず、条例制定の概要につきましてご説明をさせていただきます。

本件については、平成26年6月13日に行政不服審査法の全部改正が公布され、行政庁の処分に対する不服申立て制度が、公正性や使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡充の観点から見直しがされ、審査請求への裁決に当たっては、客観性や公正性を確保するため、裁決の判断の妥当性をチェックする第三者機関への諮問手続が定められました。これに伴い、本管理組合におきましては、第三者機関として岳南排水路管理組合行政不服審査会を設置するため、条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。議案書の41ページをお願いいたします。

第1条の（設置）は行政不服審査会の設置目的でございます。

第2条の（所掌事項）は行政不服審査会で処理する事項の規定でございます。

第3条の（組織）は行政不服審査会の組織の規定でございます。

第4条の（委員）は行政不服審査会の委員の構成の規定でございます。

第5条の（会長）は行政不服審査会の会長の規定でございます。

第6条の（会議）は行政不服審査会の会議の規定でございます。

第7条の（調査審議手続の非公開）は調査審議の非公開の規定でございます。

第8条の（庶務）は行政不服審査会の庶務の規定でございます。

第9条の（委任）は行政不服審査会の運営に関する事項の委任規定でございます。

第10条の（罰則）は行政不服審査会の罰則の規定でございます。

なお、本条例の制定に当たっては罰則規定を設けていることから、静岡地方検察庁と協議をいたしまして、特段の意見なしとの回答を得ております。

附則でございますが、行政不服審査法の改正規定と同様の平成28年4月1日から施行することを規定するものであります。

以上、議第3号岳南排水路管理組合行政不服審査会条例の制定につきましてご説明いたしました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（松本貞彦議員） 当局の説明を終わります。

これから議第3号について質疑に入ります。

○4番（須藤秀忠議員） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 4番 須藤秀忠議員。

○4番（須藤秀忠議員） 4条に「事件ごとに岳南排水路管理組合管理者が委嘱する。」と書いてあるんですけども、この委嘱される者というのはどういった範疇から選ばれるんですか。

○局長（近藤 敦君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 局長。

○局長（近藤 敦君） 委員の選定についてでよろしいでしょうか。

○4番（須藤秀忠議員） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 4番 須藤秀忠議員。

○4番（須藤秀忠議員） はい。

○局長（近藤 敦君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 局長。

○局長（近藤 敦君） 委員の選定は、法令解釈がまず最初に出てくると思いますので、まず弁護士さん、それから、その分野に応じた有識者、そんな形で考えておりますけれども、人選に当たりましては、富士、富士宮さんの人選を見て、その中からまた岳排のほうで選ばせていただきたいなと考えております。

○4番（須藤秀忠議員） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 4番 須藤秀忠議員。

○4番（須藤秀忠議員） 富士宮市とか富士市とか、この岳排を取り巻く関係の範囲の人から選ぶとか、東京とかからもとか、管理者が委嘱する人について、法律に明るい人、こうしたことがわかる人を全国から選ぶということ。これは何か範囲があるのですか。

○総務課長（浦田勝広君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 総務課長。

○総務課長（浦田勝広君） 管理市である富士市さんの状況とか、誰という形はまだ決まっていますけれどもお話を伺いまして、弁護士さんとか、あとは大学の先生とか、そういった方と、あと市の場合はこちらのほうと違って福祉とか税の問題とか、いろいろ多岐にわたってきますので、そういう方面の適切な方を5人以内で選ぶ形になります。うちのほうはもう少し絞って、工業の専用排水という形になっていくものですから、法律改正ということで、先ほど局長が言いましたように、弁護士さんというのはどなたかにお願いをしなきゃならないと思いますけれども、そのほかはそういった分野に詳しい方という形で選出をしたいなと思っています。うちのほうは、両市の関係部署にまたご相談申し上げまして、委員については適切な人を選んでいきたいというふうに考えているところです。

○4番（須藤秀忠議員） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 4番 須藤秀忠議員。

○4番（須藤秀忠議員） 確認したいのは、そういう人を選ぶにしても、富士市とか富士宮市とか、この行政区の範囲内の人から選ぶのか、あるいはそういうことは関係なく、全国どこからでも適当と思われる人を選ぶのか、その辺を確認したい。

○総務課長（浦田勝広君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 総務課長。

○総務課長（浦田勝広君） こちらに出向いていただいて審議をするというような形もございまして、全国広くということは余り考えておりません。県内とか両市のほうで適切な方がいらっしゃると思いますので、そういう中から選んでいきたいというふうに考えております。うちのところは事件ごとに設置をしたいというふうに考えております。常設という形ではないものですから、また、富士宮市さん、富士市さんのほうは常設という形になるんじゃないかなと見ておりますので、またその委員さんが選ばれたところで、そちらのほうも参考にさせていただきながら、もし事件が起こった場合は委員を選んでいく形で考えているところでございます。



○議長（松本貞彦議員） ほかにございませんか。

質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

議第3号岳南排水路管理組合行政不服審査会条例制定については原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第3号は原案どおり可決されました。

---

日程第6 議第4号岳南排水路管理組合人事行政の運営等の状況の  
公表に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（松本貞彦議員） 日程第6 議第4号岳南排水路管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（近藤 敦君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 局長。

○局長（近藤 敦君） ただいま上程されました議第4号岳南排水路管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げますので、議案書の43ページ、あわせまして、黄色の表紙、議案参考資料-2の1ページをお願いいたします。

平成26年6月13日に行政不服審査法の全部改正が公布され、平成28年4月1日から施行されますが、この改正により、異議申立てと審査請求に分かれておりました不服申立ての種類が審査請求に一元化されることになりました。この不服申立ての種類の一元化に伴い、同条例の第3条第2号の「不服申立て」の用語を「審査請求」とする条例の一部改正をお願いするものであります。

附則におきましては、施行日を平成28年4月1日からとするものです。

以上、議第4号岳南排水路管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（松本貞彦議員） 当局の説明を終わります。

これから議第4号について質疑に入ります。——質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

議第4号岳南排水路管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定については原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議第4号は原案どおり可決されました。

---

日程第7 議第5号岳南排水路管理組合議会の議員その他非常勤の職員  
の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(松本貞彦議員) 日程第7 議第5号岳南排水路管理組合議会の議員その他非常勤の職員  
の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長(近藤 敦君) 議長。

○議長(松本貞彦議員) 局長。

○局長(近藤 敦君) ただいま上程されました議第5号岳南排水路管理組合議会の議員  
その他非常勤の職員  
の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げますので、議案書の45ページ、あわせまして黄色の表紙、議案参考資料-2の2ページをお願いいたします。

本案と同様の条例が、富士市においては、既に平成27年11月議会で議決され、平成27年10月1日をもって施行されております。

条文の説明に入る前に、まず、改正の概要につきまして説明させていただきます。

本案は、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、いわゆる年金一元化法の施行に伴い、他の法令による給付との調整規定を整理するため、条例の一部を改正するものであります。

議案参考資料-2の2ページ、新旧対照表をお願いいたします。附則第5条は、本条例による給付と他の法令による給付との調整について定めたものであります。同条第1項では、年金たる補償として、傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について、同条第2項では、休業補償の調整について規定されており、これらの給付の受給権者が、同一の事由により、厚生年金保険法など他の法令による障害厚生年金、遺族厚生年金等が支給される場合には、この条例による本来の給付額に附則第5条の右欄に掲げる率を乗じて得

た額を支給する旨を定めております。

年金一元化法により共済年金が厚生年金に統合されることに伴い、同法の施行日である平成27年10月1日以降に新規に裁定される場合には、原則として厚生年金が支給されることにあわせて、新旧対照表の2ページから6ページでございますとおり、調整率の表を整理するものであります。

議案書の48ページをお願いいたします。附則第1項は、この条例の施行日を公布の日からとし、改正後の条例の規定は、年金一元化法の施行日である平成27年10月1日から遡及適用させるものであります。

附則第2項から第4項までは、この条例の施行に伴う経過措置を規定したものであります。附則第2項では、改正後の条例の規定は、平成27年10月1日以降に支給すべき事由の生じた補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた補償については、なお従前の例によることを定めたものであります。

附則第3項は、公務または通勤による傷病の初診日が平成27年10月1日より前で、障害の認定日が同日以後である場合で、障害厚生年金及び障害補償年金が支給されるときには、当分の間、改正後の条例附則第5条第1項の規定は適用せず、障害補償年金を調整しない旨を定めたものであります。

最後に附則第4項であります。平成27年10月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に、改正前の条例の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、改正後の条例による補償の内払いとみなすことを定めたものであります。

以上、議第5号岳南排水路管理組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたしましたが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（松本貞彦議員） 当局の説明を終わります。

これから議第5号について質疑に入ります。——質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

議第5号岳南排水路管理組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第5号は原案どおり可決されました。

日程第8 議第6号富士市ほか1組合公平委員会共同設置規約の  
一部を変更する規約について

○議長（松本貞彦議員） 日程第8 議第6号富士市ほか1組合公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（近藤 敦君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 局長。

○局長（近藤 敦君） ただいま上程されました議第6号富士市ほか1組合公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約についてご説明申し上げますので、議案書の51ページ、あわせて黄色の表紙、議案参考資料-2の7ページをお願いいたします。

平成26年6月13日に行政不服審査法の全部改正が公布され、平成28年4月1日から施行されますが、この改正により、異議申立てと審査請求に分かれておりました不服申立ての種類が審査請求に一元化されることになりました。公平委員会は、富士市と本管理組合との間で、富士市ほか1組合公平委員会共同設置規約に基づいて共同設置しており、不服申立ての種類の一元化に伴い、富士市の議会に先立ちまして、同規約の第7条中「不服申立て」の用語を「審査請求」とする規約の一部変更をお願いするものであります。

附則におきましては、施行日を平成28年4月1日からとするものです。

なお、同規約の施行につきましては、富士市との共同設置規約でありますので、当管理組合議会と富士市議会の双方の議決を得なければなりません。このため、施行手続につきましては、富士市議会での議決後に富士市と同時に行うものであります。

以上、議第6号富士市ほか1組合公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約につきましてご説明いたしましたが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（松本貞彦議員） 当局の説明を終わります。

これから議第6号について質疑に入ります。——質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

議第6号富士市ほか1組合公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約については原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第6号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。よって本

日の会議を閉じ、岳南排水路管理組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時2分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

平成28年 3月10日

議 長 松 本 貞 彦

---

会議録署名議員 佐 野 智 昭

---

会議録署名議員 萩 野 基 行

---